

令和2年3月19日

玉城町役場

「新型コロナウイルス感染症に係る町主催のイベント開催基準」

(令和2年3月19日時点) 変更点は下線部のとおり

【1】基本的な考え方

不特定の方が集まるイベントは、感染リスクが高いものとして、原則、中止・延期とする。ただし、開催する場合は、(2)の感染防止対策を徹底の上、実施するものとする。

なお、参加者が特定できるものは、参加者への注意喚起を十分に行い、感染防止対策を徹底の上、開催することができるとしており、適切に実施すること。

【2】開催する場合の感染防止対策に係る基準

町が主催するイベントについては、次の項目など取りうる限りの感染防止対策を徹底する。

- ・参加者へ手洗いの推奨を行うこと。
- ・会場にアルコール消毒液を設置すること。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること。
- ・高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること。
- ・これまで集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人が密集していた、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場とされているため、このような会場環境とならぬよう留意すること。

また、これらの対策が十分に担保できない不特定の方が集まるイベントは、当面、2月25日から4月5日までの間、原則として中止または延期します。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。

担当

総務政策課防災対策室

電話（58）8200